

**みえ子どもスマイルレポート〈令和2年度(2020年度)版〉**  
**～「三重県子ども条例」および「希望がかなうみえ 子どもスマイル**  
**プラン」に基づく施策の実施状況について～**

**令和2年(2020年)6月**

**三 重 県**

# 目 次

|                                    |        |
|------------------------------------|--------|
| はじめに                               | ・・・ 1  |
| 1 子ども条例に基づく施策の実施状況                 | ・・・ 3  |
| 2 「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」に基づく施策の実施状況 | ・・・ 10 |
| 別表 令和元年度に実施した子ども条例に基づく施策の実施状況一覧    | ・・・ 61 |

## はじめに

三重県における令和元（2019）年の合計特殊出生率（概数）は 1.47 で、前年から低下したほか、出生数も 892 人（7.1%）減少しました。

全国においても、出生数は約 86 万 5 千人で、統計を取り始めて以来初めて 90 万人を割り、死亡者数から出生数を差し引いた人口の自然減は 51 万人を超え、少子化および人口減少が深刻です。

令和 2 年 5 月に閣議決定された「第 4 次少子化社会対策大綱」では、時間的な猶予はなく、少子化という困難に真正面から立ち向かう時期であると強い危機感が示されました。少子化の要因や課題は地域ごとに異なるとともに、家族のあり方が多様化し、子どもを取り巻く環境が複雑化するなか、地域や個別の実情に応じた取組を進めていく必要があります。

また、新型コロナウイルスの感染防止や、そのための新しい生活様式への対応が求められるなかであっても、結婚の希望がかない、安心して子どもを生み育てられる環境づくりに向けた取組が必要です。

県では平成 23（2011）年 4 月に、「子どもの権利条約」の理念にのっとり、「子どもの権利が尊重される社会」の実現をめざすため、「三重県子ども条例」（以下「条例」という。）を施行しました。

条例では、子どもには生まれながらに豊かに育つための権利や自ら育つ力と多くの可能性があるとしたうえで、「子どもが豊かに育つことができる地域社会づくり」を進めるため、「子どもを権利の主体として尊重する」「子どもの最善の利益を尊重する」「子どもの力を信頼する」の 3 つを基本理念とするとともに、県の責務や子どもに関わるさまざまな主体の役割を明らかにしました。

このような中、平成 26（2014）年度には少子化対策を県政の重点テーマとして位置づけるとともに、条例の基本理念もふまえ、少子化対策計画をはじめとする子ども・家庭政策に係る中期的な計画として「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」（平成 27（2015）年度～令和元（2019）年度）を策定し、めざすべき社会像「結婚・妊娠・子育てなどの希望がかない、すべての子どもが豊かに育つことのできる三重」に向けて、ライフステージごとに切れ目のない取組を進めてきたところです。

また、令和元（2019）年度には、これまでの取組の成果と課題や子どもや子育てを取り巻く環境の変化をふまえ、令和 2（2020）年度からの計画として「第二期希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」を策定しました。第二期プランでは、人と人との結びつき、つながりである「縁」を大切にし、子どもや子育て環境を支援するうえで、「縁を育む、縁で支える」こと、そのことでこれまでの「協創」の取組を一層実りあるものにしていくことを基本的な考え方としています。

この報告は、今後の施策へ反映するため、条例第 15 条の規定および「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」にかかる年次報告として、令和元（2019）年度の少子化対策や子ども・子育て施策に関する取組状況をまとめたものです。

# 「三重県子ども条例」の構成

